

## CITES第33回動物委員会の結果の概要について



第33回CITES動物委員会が、2024年7月12日～19日（うち12日、13日は植物委員会との合同会議）の日程でスイスのジュネーブで開催されました。同会合には各大陸別に選任された動物委員会代表・代表代理のほか、64の締約国に加え、79の国際政府間機関・NGOがオブザーバーとして参加しました。ここでは水棲生物を中心に結果の概要を報告します。

CITESはおおよそ3年ごとに締約国会議を開催し、附属書掲載提案のほか、今後検討すべき課題について議論し、次回締約国会議までに行うべき作業を常設委員会や動物委員会・植物委員会（CITESの科学委員会に相当）、各締約国やCITES事務局に指示します。常設委員会、動物委員会・植物委員会は、締約国会議からだされた作業を実施するために年に1回、合計2回の対面による会議を持つほか、最近では付託される課題が多岐に渡るため、特定の話題についてメールやオンライン会議による作業部会を設けた検討も行っています。今回の動物委員会会合は、来年後半に予定される第20回締約国会議に向けたもので、その結果は、来年2月に予定される常設委員会会合、及び、締約国会議に報告されます。なお、第20回締約国会議の開催地については、ウズベキスタンとする方向で調整しているとのこと。

### 1. サメ類と大量取引レビュー(RST)

CITESでは、従来から、附属書Ⅱ掲載種のうち大規模な取引が行われているものの中から種と国名を特定して対象を選定した上で、重大な問題が生じていないか、解決策はあるか等を検討するレビューが行われています。今回の動物委員会では、附属書掲載が行われるようになってからある程度の時間がたち、取引データが蓄積されるものがでてきたサメ類としては初めてヨゴレとシュモクザメ類がRSTの対象となりました。また、サメ類がRSTの対象となり始めたこととの関係で、陸上種では種と国を特定して実施してきたRSTについて、①サメ類は特定の国が複数の系群を漁獲することがあるので系群毎に検討すること、さらに、②特定の系群を複数の国が利用することがあるので、そのような実態に合わせて議論することの可能性を検討していくことになりました。RSTの対象となり適切な対応が取られていないとされた場合には、輸出枠の削減やゼロ・クォータの設定等の厳しい措置が求められる可能性があるため、今後とも注意が必要です。

さらに、サメ類については、環境NGOにより、ヒレだけでなく魚肉や深海ザメの魚油（スクワレン）の取引拡大の実態にスポットをあてたサイドイベントも開催され、引き続き高い関心が向けられていました。

### 2. ウナギ類

動物委員会としての議論は、引

き続きヨーロッパウナギに関するものが中心ですが、今後常設委員会や締約国会議においてウナギに関する決議を検討する際には、ヨーロッパウナギだけでなく、ニホンウナギ、アメリカウナギを含むすべての*Anguilla*属の種について検討することとし、データの収集、適切な資源管理とトレーサビリティの実施を求める等の動物委員会の閉会期間中の作業部会が収集した“決議に含めることを検討する内容”が列挙され、内容の改善が必要である点が明記された上で、常設委員会において議論することが合意されました。常設委員会にはウナギの問題を検討するためのメールによる作業部会が設置されていますので、来年2月の常設委員会会合に向けた議論を注視していく必要があります。

### 3. 水棲生物種に関する2つのCITESワークショップ

2022年の締約国会議で提起された「水棲生物種の附属書掲載基準の改訂」及び「附属書Ⅱ掲載種の国家管轄区域外（公海）からの持ち込みに係る無害証明（NDF）」については、4月に開催された技術的ワークショップの結果（別項の諸貫さんの報告をご参照下さい）が基本的に受け入れられました。

### 4. タツノオトシゴ、観賞魚

タツノオトシゴについては既に附属書Ⅱに掲載されていますが、遵守状況等に懸念が示され、関係国に管理の強化等が求められることとなりました。

また、従来から相当量の取引実

態がある観賞魚について、具体的にどのような種がどれくらい取引されているかのデータがほとんどないため、今後のCITESにおける措置を検討するためにも関係国によるデータの収集等が求められることになりました。

これらの動きに対しては、これらの作業の実施は、事務局や締約国のリソースをいたずらに消費するものであり、より重要な課題に努力を振り向けていくべきであるとの批判も聞こえてきました。

## 5. ニタリクジラの種類

CITES 附属書掲載種について分類学上の進展をどう取り入れるかの作業が継続的に行われていますが、今回の会合では、既に附属書 I に掲載されているニタリクジラ

(我が国は留保を付しています) について、メキシコ湾に生息するライスクジラはニタリクジラとは別種として扱うべきであるという勧告が了承されました。ニタリクジラについては、いくつかの系群が別種ではないかとの議論が行われていますが、今回、別種とすることが求められたメキシコ湾に生息する個体群は資源量も極めて少なく、日本の捕鯨活動とは直接関係がありませんが、今後、その取扱(附属書掲載を含む)について締約国会議で議論されることとなります。

## 終わりに

動物委員会は、各大陸から選任される代表・代表代理が個人の資格で参加し、科学的な議論を行う場ですが、多くの締約国、NGO

等が参加し、活発に発言する等、各国、団体の利害が前面にだされるものとなっています。また、陸上動物だけでなく、サメ類をはじめとする水棲種に関する関心が高まっています。サメ類、特に外洋性のサメ類については、マグロ類に関する地域漁業管理機関(RFMO)が資源管理に関する議論を長年行っていますが、動物の保護に重点が置かれるCITESの議論と持続的利用が目的のRFMOの議論はしばしばかみ合いません。今回も環境NGOのサイドイベントで、環境サイドの人間がもっとRFMOの議論に参加すべきだとしていましたが、我々水産サイドの持続的利用の立場にあるものこそ環境関係の国際議論にもっと参加していくべきだと感じました。

# 水棲生物種に関する2つのCITESワークショップについて

諸貫 秀樹 (現 (一社) 日本トロール底魚協会専務理事)

本年4月、水棲生物種のワシントン条約(CITES)附属書掲載に関連して、二つの技術ワークショップがジュネーブで開催されました。一つは「水棲生物種の附属書掲載基準の改訂」に関するもの、もう一つは「附属書II掲載種の国家管轄区域外(公海)からの持ち込みに係る無害証明(NDF)」に関するもので、いずれも2022年11月に開催された第19回締約国会合(CoP19)における決定に基づき、これらの課題について技術的な検討を行い、動物委員会(AC)及び常設委員会(SC)による検討のための勧告等をまとめることを目的で開催されました。

両ワークショップとも、議論の結果が漁業に少なからぬ影響を及ぼすことが想定されたためか、もっぱら環境当局からの出席者で占められているCITES会合にしては極めて珍しく、我が国以外にも、多くの参加国が漁業当局の担当者や専門家を参加させました。我が国からは、水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構から筆者

を含む3名が出席しました。

## 1. 水棲生物種の附属書掲載基準に関する技術ワークショップ

### (1) セネガル提案

近年、一部の締約国や動物愛護団体等がサメ・エイ類などをカリスマ種扱いし、CITES附属書への掲載提案を繰り返しています。このような状況下、CoP19において、科学的根拠を欠いたまま、類似種規定の適用(濫用)により、ヨシキリザメを含むメジロザメ類54種が一括して附属書IIに掲載されました。

さらに、CoP19では、セネガルが、サメ・エイ類などの軟骨魚類は一般的な硬骨魚類よりも脆弱である(成長が遅く生産性も低い)として、軟骨魚類の附属書掲載をさらに進める必要があると主張し、附属書掲載基準(決議Conf.9.24(Rev.CoP17))の改訂を提案しました。同提案は「国際取引の制限を通じたサメ・エイ類の保護強化」を謳ってはいるものの、CoP19及び今回

の技術ワークショップにおけるセネガル代表の発言を聞く限り、また、セネガルに呼応するかなのような動物愛護団体等の発言を聞く限り、「附属書掲載」が目的化している感は否めませんでした。余談になりますが、セネガル代表による本提案の趣旨説明が常に同国の公用語であるフランス語で行われる一方で、提案文書そのものは誰が見ても感心するくらい流暢な英語で書かれているのを見て、筆者は、まともやCITESならではの「あるある」が起きたと確信しました。

セネガル提案は、附属書掲載の判断基準とされる「歴史的に著しい減少(marked historical extent of decline)」レベルを、水棲生物種については5-20%の範囲とする規定を、脆弱なサメ・エイ類(軟骨魚類)については、予防的アプローチとして、陸上動物や海産哺乳類並みに5-30%に拡げることが求められました。

なお、CoP19では、CITES事務局は、①附属書掲載基準は専門家が長年にわたる議論を経て合意し

たものであること、②予防的アプローチと称してサメ・エイ類に対する基準を緩和すべき根拠も見当たらないこと、③基準の緩和よりも各国によるサメ・エイ類の管理の確実な実施の方が重要であること等の理由により、セネガル提案の採択を勧告しませんでした。

## (2) 各国の反応及び結果

今回の技術ワークショップでは、セネガル提案に対し、一部の国（セネガル近隣国）及び動物愛護団体が賛意を示したものの、参加国の大半は否定的な立場をとりました。我が国は附属書掲載を目的化するような基準の改悪に強く反対しましたが、驚いたことに、CoPでは常にサメ・エイ類等の附属書掲載に積極的な立場を示している米、英、豪等も、現行の基準は長年に渡る研究者と専門家の熟慮考察 (painstaking consideration) による賜物であること、現行の基準でも十分な柔軟性 (flexibility) が確保されていること等を理由に提案に反対しました。結果として、セネガル以外に基準の改訂を支持する国はなく、技術ワークショップとして附属書掲載基準の改訂について勧告をしないことが合意されました。

その一方で、オランダやスウェーデン等の一部の国は、附属書掲載基準の一部について、締約国、CITES 事務局、FAO、IUCN 等の間で異なる解釈がなされている現状に懸念を表明し、附属書掲載基準の解釈に関するガイダンスを策定する必要性があると主張しました。

これに対し、我が国や米国等は、①掲載基準（決議 Conf.9.24(Rev.CoP17)）そのものが既にガイダンスの役割を担っており、別途のガイダンス策定はさらなる混乱を招きかねないこと、②ガイダンス策定に事務局が膨大な労力を割くことについて妥当性も必要性も感じられないこと、③附属書掲載提案を策定する際にどのように基準を解釈するかについてはそもそも各締約国に委ねられていること等を指摘し、否定的な立場をとりまし

た。議論の結果、事務局が過去の基準の解釈に関する CoP の検討作業を整理し、その上で、上部委員会である動物委員会にガイダンス策定の是非について検討を委ねることが合意されました。

## 2. 国家管轄区域外 (ABNJ : Areas Beyond National Jurisdiction) からの附属書 II 掲載種の持込みに係る無害証明 (NDF: Non Detriment Finding) の発出方法に関する技術ワークショップ

### (1) 技術ワークショップ開催の背景

CITES の枠組みでは、ABNJ（主に公海）で採捕された附属書掲載種の沿岸国（あるいは漁獲国＝漁船の旗国）への持込みは国際取引（輸出）とみなされ、「海からの持込み」として漁獲国の科学当局による NDF の発出が必須となっています。

しかしながら、NDF 発出に際し、①必要な情報（資源量、混獲、違法漁業による漁獲）へのアクセスの困難さ、②公海と各国の排他的経済水域 (EEZ) に跨って分布する資源の取り扱い、③同一操業で複数の系群を漁獲する場合の NDF の様式等、多くの課題が指摘され、CoP19 において「国際的な科学当局」の設立や NDF 発出に係る能力構築のためのガイダンスの策定の是非等を検討することを目的に、技術ワークショップを開催することが「決定」として合意されました。

我が国は、NDF については、①既存のガイドライン（決議 Conf.16.7(Rev.CoP17)）に従い各国が責任をもって発出すべきこと、②既存の地域漁業管理機関 (RFMOs) など他の国際機関がタイムリーに NDF の発給に関して助言を行うことは現実的ではなく、当該機関にマンデート外の負担を課すこととなり不適切であること（ましてや、動物保護色が過度に強まっている昨今の CITES の下での NDF 発出のための特別な国際機関の設立は論外）、等を基本方針として会合に臨みました。

### (2) 議論の概要及び結果

NZ 及び米国より ABNJ からの附属書 II 掲載種の持込みに係る NDF 発出のための取組について、国連海洋法事務局 (DOALOS) より国連公海漁業協定 (UNFSA) 及び国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定 (BBNJ 協定) と CITES との関係について、さらに、RFMOs (ICCAT 及び IATTC) における附属書 II 掲載種 (サメ類) の管理や保護の取組について紹介があり、参加国が各国・地域における連携の状況や課題等の情報を共有したうえで、適切な NDF の在り方や発出方法等について議論が行われました。

参加国それぞれ状況は異なるものの、NDF 発出に当たり RFMOs の資源評価や関連データを使用することや近隣国との情報共有の有用性について、また、各国の CITES 当局が RFMOs や自国の漁業当局と連携して NDF を発出することが好ましいことについて意見が一致し、これらについて AC を通じて各国に推奨することが合意されました。

その一方で、附属書掲載種の漁獲位置の特定の仕方、操業海域が ABNJ と EEZ に跨る場合の課題についてはさらなる検討が必要であることについても意見が一致し、これらについての検討を AC に勧告することも合意されました。

また、附属書 II 掲載種を ABNJ から持ち込むための NDF 発出に係る「国際科学当局」については、我が国のみならず米国や CITES 事務局等も、締約国の科学当局が責任を持って NDF を発出すべきことを強調し、参加国に共有されました。

なお、「国際科学当局」の解釈については、様々な情報源からの情報の利用、並びに、多様な関連機関及び専門家との連携を促進するため、包括的かつ柔軟なものとすべきことを AC に勧告することが合意された一方で、新たな機関の設立の必要性については支持されず、勧告には含まれませんでした。

### 3. おわりに

近年、CITES では、特に CoP16 (2013 年) 以降、サメ・エイ類等の商業漁業対象種が科学的根拠のないまま附属書Ⅱに掲載されることが頻発しています。理由の一つとして、資金が豊富な動物愛護団体による強力なロビー活動が挙げられますが、締約国の漁業当局の意思決定プロセスへの不参加・不関与も大きな理由の一つとして挙げられるでしょう。

幸いなことに、今回の二つの技術ワークショップは、かなり科学的かつ合理的な議論による勧告が取りまとめられ、しかも、CITES 当局と漁業当局や RFMOs との連

携の必要性が強調される等、これまでの CITES 関係会合にはなかった、至極まっとうな会合となりました。今回の「成功」の背景には、漁業当局の積極的な会合への参加があったことは間違いないでしょう。CoP においては保護主義色の強い対応をするのが常であった米英豪を含む締約国の大半が、今回の技術ワークショップには漁業当局の担当者や専門家を帯同させており、議論の中に、日頃より漁業資源の持続的利用に腐心している漁業当局の意見が数多く反映されたことが、好結果に繋がった最大の理由であると思われます。

今回の技術ワークショップで、我が国は、環境保護色の強い米、英、豪等の発言をしばしば支持

し、また、これらの国々も我が国の発言をしばしば支持しましたが、CITES に加えて IWC や CBD 等の保護色の強い会合に数多く出席し、苦い思いを繰り返してきた筆者にとっては、まさに初めての新鮮な経験となりました。見方を変えて見てみると、これらの国の代表団が漁業当局の代表を帯同させていなければ、おそらく、これらの国々とは、いつも通りに(?)、反駁しあっていた可能性があり、改めて漁業当局の CITES への参加・関与の重要性を認識しました。CoP20 に向けて、各国の漁業当局に CITES プロセスへの参加・関与を積極的に促していくことが重要なことに間違いはありません。(了)

## 第12回定時総会が開催される

令和6年6月26日、東京都内において、当協会の第12回定時総会が開催されました。総会では、令和5年度の事業報告の後、同決算報告が承認されるとともに、令和6年度の事業計画及び収支予算が報告されました。また、本年は役員改選の年ではありませんが、辞任の申出があった清水孝之理事に代わり山本浩二(一社)全日本持続的養鰻機構代表理事会長が、内海和彦理事に代わり高瀬美和子(一社)大日本水産会専務理事が、また、2月にご逝去されました海野洋監事に代わり坂井眞樹(公財)水産物安定供給推進機構専務理事が選任されました。

### 令和6年度事業計画書(骨子)

#### I. 広報普及活動

##### (1) 講演会・会議等の開催

CITES 常設委員会及び動物委員会、IWC 総会に出席し、関連情報を的確に収集し、今後の対応についての関係者との意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。

##### (2) 会報等の発行

会報としてニュースレターを発

行する。今年度は3回程度の発行を予定する。

(3) パンフレット、資料等の作成配付

自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝用パンフレット、資料等を作成する。また、環境問題を取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。

#### II. 資源情報調査活動

##### (1) 委託事業、補助事業の実施

① 国の委託事業として国際的な海洋生態系保全対策のための持続的利用確保調査に取り組む。

② 国の補助事業である国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

③ 民間からの受託事業として下記事業を実施する。

・ 宝石珊瑚に関するワシントン条約対策事業

・ 象牙原材料確保調査事業

##### (2) 情報の収集

国の補助事業を活用して、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う。

#### III. 国際会議等への参加および海外交流活動

##### (1) 国際会議等への参加

今年度開催される下記国際環境関係会議にオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。

・ ウナギに関する科学者会合・ウナギに係る非公式会合 5月～7月、東京

・ CITES 第33回動物委員会 7月15日～19日、スイス・ジュネーブ

・ IWC 第69回総会 9月23日～27日、ペルー・リマ

・ CITES 第78回常設委員会 2月3日～8日、スイス・ジュネーブ

##### (2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。